電気通信大学情報基盤センター運営委員会規程

平成18年 4月 1日 改正 平成20年 4月 1日 平成22年 4月20日 平成22年 7月21日 平成22年12月21日 平成23年 7月20日 平成28年 3月23日 平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学情報基盤センター規程第7条第2項の規定に基づき、 電気通信大学情報基盤センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な 事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、電気通信大学情報基盤センター(以下「センター」という。) に関す る次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 管理運営の基本方針に関すること。
 - (2) 業務計画の基本方針に関すること。
 - (3) センター運営の予算に関すること。
 - (4) 全学のソフトウェアの利用及び適切な管理に関すること。
 - (5) センターの構成員に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。

(委員)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 学長が指名する理事又は職員
 - (4) 情報理工学域長
 - (5) 大学院情報理工学研究科長
 - (6) 大学教育センター長
 - (7) eラーニングセンター長
 - (8) 教育研究技師部長
 - (9) 情報基盤センター担当の専任教員
 - (10) 学術国際部長
 - (11) その他センター長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第11号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた 場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。 (副委員長)
- 第5条の2 副センター長をもって、副委員長とする。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、前条第3項の者として、その職務を代行する。

(会議の開催)

- 第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。 (委員以外の者の出席)
- 第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。 (委員会の事務)
- 第8条 委員会に関する事務は、学術国際部学術情報課において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 電気通信大学総合情報処理センター運営委員会規程(平成元年6月7日施行)は、廃 止する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 附 則
- この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年12月21日から施行する。

附則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。